

通算16回目 平成28年「河川水質ランキング」 8年連続清流日本一

国土交通省が7月7日に公表した平成28年平均水質（BOD値）による河川ランキングで、尻別川が8年連続「清流日本一」に輝きました。

平成18年に、人と川の共生を目指して流域7町村で尻別川統一条例（「河川環境の保全に関する条例」）を制定してから10年以上が経過しました。

尻別川は、平成11年に清流日本一に選定されて以来16回水質日本一に輝いています。

この豊かで清らかな尻別川を次の世代に引き継ぐことが、今を生きる私たちの責務としてクリーン作戦等が実施されています。

清流日本一認定年

- ①平成11年
- ②平成12年
- ③平成13年
- ④平成14年
- ⑤平成16年
- ⑥平成17年
- ⑦平成18年
- ⑧平成19年
- ⑨平成21年
- ⑩平成22年
- ⑪平成23年
- ⑫平成24年
- ⑬平成25年
- ⑭平成26年
- ⑮平成27年
- ⑯平成28年

後期高齢者医療制度のお知らせ

■高額療養費の自己負担限度額が見直しされます

●高額療養費の自己負担限度額が平成29年8月から次のとおり見直しされます。

区 分		1カ月の自己負担限度額 (※1)	
		平成29年7月まで	平成29年8月から
現役並みの所得者	外来 (個人単位)	44,400円	57,600円
	外来+入院 (世帯単位)	(医療費総額 - 267,000円) × 0.01 + 80,100円 (※2)	(医療費総額 - 267,000円) × 0.01 + 80,100円 (※2)
一 般	外来 (個人単位)	12,000円	14,000円 (※3)
	外来+入院 (世帯単位)	44,400円	57,600円 (※4)
住民税非課税世帯	区分II	外来 (個人単位)	8,000円
		外来+入院 (世帯単位)	24,600円
	区分I	外来 (個人単位)	8,000円
		外来+入院 (世帯単位)	15,000円

※1 月の途中で75歳を迎えることにより加入する方(障害認定で加入する方は除く)は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

※2 多数該当(過去12カ月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額は44,400円です。

※3 1年間(8月1日から翌年7月31日まで)の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

※4 一般区分においても多数該当(※2)が設定されます。

■入院時生活療養標準負担額(居住費)の金額が見直しされます

●療養病床に入院したときの居住費が平成29年10月から見直しされます。

【平成29年9月まで】

区 分	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない方	1日につき320円
厚生労働大臣の定める者(指定難病患者を除く)	1日につき0円
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円



【平成29年10月から】

区 分	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない方	1日につき370円
厚生労働大臣の定める者(指定難病患者を除く)	1日につき200円
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

蘭越町 住民福祉課 医療給付係

電話 0136-57-5111 (内線253)